

国民保護法

【事態対処法の武力攻撃事態の想定】

- ①着上陸侵攻 ②弾道ミサイル ③ゲリラ・特殊部隊 ④航空攻撃

【事態対処法の緊急処理事態の想定】

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
②多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
④爆破の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

【国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)】

- ・事態対処法(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)を基に作成される。
- ・国、地方公共団体、指定公共機関等が果たすべき役割を避難・救援・武力攻撃災害への対処の3つの柱として定めている。
- ・消防は施設及び人員を活用して、国民の生命、身体および財産を武力攻撃による火災から保護し、武力攻撃災害を防除・軽減しなければならない。

【警報の伝達および避難住民の誘導】

- ・消防本部および消防団は関係機関と連携し、住民へ警報の伝達・避難の指示を行う。
- ・市町村長は避難実施要領に定めるところにより、市町村の職員および消防長・消防団長を指揮し、避難住民の誘導を行う。

【J-ALERT(全国瞬時警報システム)】

- ・弾道ミサイル情報・緊急地震速報・津波情報等の緊急情報を国から地方公共団体に衛生回線等を通じて送信し、市町村防災行政無線等に瞬時に伝達するシステム。